

## 平成29年第2回防府市議会定例会会議録（その4）

○平成29年6月19日（月曜日）

---

### ○議事日程

平成29年6月19日（月曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
  - 2 会議録署名議員の指名
  - 3 一般質問
- 

### ○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

### ○出席議員（24名）

1 番	曾 我 好 則 君	2 番	石 田 卓 成 君
3 番	牛 見 航 君	4 番	藤 村 こ ず え 君
5 番	宇 多 村 史 朗 君	6 番	和 田 敏 明 君
7 番	田 中 健 次 君	8 番	清 水 浩 司 君
9 番	田 中 敏 靖 君	10 番	山 本 久 江 君
11 番	山 田 耕 治 君	12 番	久 保 潤 爾 君
13 番	河 村 孝 君	14 番	橋 本 龍 太 郎 君
16 番	上 田 和 夫 君	17 番	行 重 延 昭 君
18 番	河 杉 憲 二 君	19 番	安 村 政 治 君
20 番	高 砂 朋 子 君	21 番	山 根 祐 二 君
22 番	三 原 昭 治 君	23 番	清 水 力 志 君
24 番	今 津 誠 一 君	25 番	松 村 学 君

---

### ○欠席議員

なし

---

### ○説明のため出席した者

市 長 松 浦 正 人 君 副 市 長 村 田 太 君

教 育 長 杉 山 一 茂 君 代 表 監 査 委 員 中 村 恭 亮 君  
総 務 部 長 末 吉 正 幸 君 総 務 課 長 松 村 訓 規 君  
総 合 政 策 部 長 熊 野 博 之 君 生 活 環 境 部 長 岸 本 敏 夫 君  
生 活 環 境 部 次 長 大 田 稔 君 健 康 福 祉 部 長 林 慎 一 君  
産 業 振 興 部 長 神 田 博 昭 君 土 木 都 市 建 設 部 長 友 廣 和 幸 君  
入 札 検 査 室 長 内 田 和 男 君 会 計 管 理 者 山 内 博 則 君  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 谷 純 一 君 監 査 委 員 事 務 局 長 平 井 信 也 君  
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 賀 谷 一 郎 君 消 防 長 田 中 洋 君  
教 育 部 長 原 田 みゆき 君 上 下 水 道 局 長 河 内 政 昭 君

---

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岩 田 康 裕 君 議 会 事 務 局 次 長 栗 原 努 君

---

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。13番、河村議員、14番、橋本議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、先週に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いたします。

それでは、これより質問に入ります。最初は、8番、清水浩司議員。

〔8番 清水 浩司君 登壇〕

○8番（清水 浩司君） 皆さん、おはようございます。会派「自由民主党市政会」の清水浩司でございます。

それでは、通告の順に従って、高齢者等の外出支援策の拡充について質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回は、高齢者の外出の中で、100円バスについて質問させていただきます。

バスについては、小野公民館建て替え等の関連があります。6月補正においては、小野公民館に係る補正予算を計上していただいております。どうぞ何とぞよろしくお願いいたします。

します。

私は、現在、交通体系調査特別委員会では、山田委員長のもと副委員長を務めさせていただいております。また、1期目の当初からこの委員会に所属し、京丹後、総社、小野、熊本県の菊池市、豊前市、小倉市、山口市などにも視察に行っておりました。全国の各市においては、交通体系について試み、いろんな成功事例も多々ありました。

さて、平成25年12月、小野公民館建て替えということを知りまして、小野地域ではこの公民館建て替えを千載一遇のチャンスと捉え、小野公民館建替検討委員会を組織いたしました。

この小野公民館建替検討委員会の中に、自治会経験者を主体とした土地選定部会、有識者を中心としたランドデザイン部会、公民館利用者等を中心とした詳細設計部会の3部会を結成いたしました。

ランドデザイン部会では、小野の課題である診療所やスーパー、生活交通や地域の課題、小野のよいところや特産物、加工品など10項目をリストアップいたしました。そして、山口県が進める中山間地域づくり総合支援事業、いわゆる夢プランを進めるため、小野住民の中から小野公民館建替検討委員会のメンバーを主体に、新たにメンバーを募り、平成27年10月には、小野活性化協議会を立ち上げ、夢プランの作成に取り組みました。

小野地域には現在、診療所、スーパーが皆無で、住民は大変不便な思いをしております。若い人は車で買い物や病院に行けますが、徐々に高齢化率も高まってきており、平成26年のデータでは36.7%、現在は多分40%を超えているのではないかと思います。現在、車を運転している人も、お年寄りのひとり暮らしや夫婦2人暮らしの世帯が多く、将来運転ができなくなってきたことを考えると不安に思っている方も多くいます。小野の一番北部にあります奥畑地区などは、限界集落を超えており、またバスも走っておらず、住民は大変不便な思いをしております。

小野活性化協議会では、夢プラン策定のため、ワーキンググループを4グループに分け、各グループごとに活動してまいりました。

具体的には、農産物直売所、農産物加工品グループ、診療所、生活交通の4グループに分けました。その中で、生活交通グループでは、地域交通について協議してまいりました。

地域交通では、コミュニティバス、デマンドタクシー、路線バスを公民館に乗り入れるなどについて検討してまいりました。小野地域は、佐波川の左岸と右岸と、バスが2路線走っており、この路線は防府市と山口市にまたがり、朝晩は防府高校、佐波高等学校の生徒たちも利用しており、防府市だけで簡単に廃止するわけにはいきません。そうすると、デマンドタクシーやコミュニティバスはなかなか簡単に導入できません。

交通体系調査特別委員会で視察に行った総社市は、既設のバス路線を全廃して、市内にコミュニティバスを運営しております。デマンドタクシーやコミュニティバスについては、路線バスとの兼ね合いで具体的に高齢者の外出支援にこれだという方法が見つかっておりません。

防府市では、平成29年4月から高齢者外出支援制度が新しくなりました。この制度は、70歳以上で運転免許証を持っていない人、65歳以上で運転免許証を全て自主返納した人が対象となります。バス料金の場合は、わかりやすく説明しますと、例えば800円のバス運賃のところ、一律200円引きになり600円になります。そうすると、防府駅から小野公民館のある奈美まで乗車すると、550円が350円になります。

タクシー料金の場合は、運賃の2割を助成となりますので、1,500円の料金は1,200円となります。6,000円のタクシー料金の場合は1,000円が上限の助成となりますので、自己負担は5,000円となります。3人で乗車すれば1,500円の料金が2割の300円掛ける3人で900円が助成となり、そうすると自己負担金額は600円となります。高齢者にとっては当初は非常にわかりにくいとは思われますが、なれてくればありがたい制度だと思います。

そこでお聞きいたします。山口市は、2004年から高齢者に対して100円バスを導入しております。既に十数年経過しております。100円バスを防府市にも導入できないでしょうか。

次に、山口市が新たに今検討している他市にまたがる100円バスを防府市にも導入を検討してみてもいかがでしょうか。

今、防府市から徳地の堀までの運賃は870円ですが、山口市が検討している他市にまたがる100円バスが拡充になると、堀から防府駅までは、現在、防府市内分660円プラス徳地100円で、山口市民は760円払っているわけです。これが検討している他市にまたがる100円バスが導入されると、山口市民は100円になります。

しかし、防府市民は、660円マイナス200円は460円となります。山口市が導入を検討している他市にまたがる100円バスの導入についても、防府市では検討してみてもいかがでしょうか。

以上、この2点についてお聞きいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（松村 学君） 8番、清水浩司議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

まず、山口市さんが実施しておられる100円バスの制度を本市に導入する考えはない

かとお尋ねでございましたが、議員御案内のとおり、山口市さんは70歳以上の高齢者や障害者の方に、市内の路線バスを1乗車100円で利用できる福祉優待バス乗車証を交付しております。

この制度は、もともと山口市が市営バスを運営していた時代に導入されたものでございまして、市営バスの経営等々お考えの中で、平成11年に民間バス事業者に事業譲渡された後も、利用者等への配慮から継続されているものでございます。

なお、この山口市の制度の対象者数は約4万5,000人、事業費は平成29年度の当初予算で約1億4,300万円とお聞きしております。

一方、本市では、高齢者等の外出支援策として、路線バスとタクシーの運賃助成を行っており、今年度から助成券の枚数を増やすとともに対象者を拡大するなど、制度の大幅な見直しを行ったところでございます。

対象者は70歳以上で運転免許証をお持ちでない方のほか、65歳以上の運転免許自主返納者や一定の条件を満たす障害者の方とし、対象者数は約1万3,000人、申請者数は6月12日現在で約4,600人となっております。また、当初予算は3,500万円といたしたところでございます。

この制度の4月の利用状況を見ますと、助成券の使用枚数は約1万3,000枚で、助成額は約300万円となっており、金額ベースの割合で申しますと、タクシーが約77%、バスが約23%となっておりまして、自宅から目的地までドア・ツー・ドアの移動が可能となるタクシーの需要が相当に高いという結果が出ております。

議員御提案の100円バスの導入につきましては、こうした高齢者等外出支援制度における利用者のニーズや費用対効果のほか、100円バスを実施されている山口市さんの場合ですが――の都市構造や地理的特性の違い、あるいは公共交通をめぐる過去の歴史的背景なども踏まえて、慎重に判断すべきであると考えております。

いずれにいたしましても、現在、本市では将来にわたり持続可能な公共交通ネットワークの再構築に向け、地域公共交通網形成計画の策定に取り組んでいるさなかでございまして、この計画づくりの中で御提案をいただきました100円バスにつきましても議論してまいりたいと存じます。

次に、他市にまたがる100円バスの導入を検討してはどうかとお尋ねでございましたが、山口市さんでは、市民の利便性を考え、乗降のいずれかが市内で市域を越えてのバス利用について制度を拡充される――この10月からされるようであります。

この制度につきましても、市民ニーズや費用対効果など、導入のメリット、デメリットがあり、制度導入のよしあしについては簡単に判断できないと考えているところでござい

ます。

1点目でも申し上げましたとおり、現在、地域公共交通網形成計画の策定に取り組んでいるさなかでございますので、この計画づくりの中でしっかりと議論してまいりたいと存じます。

なお、市域を越えての公共交通の利用につきまして、本市の高齢者等外出支援制度では、乗降のいずれかが市内であれば、バス及びタクシー運賃の助成対象としておりますことを申し添えさせていただいて、答弁いたします。

○議長（松村 学君） 8番、清水浩司議員。

○8番（清水 浩司君） どうも御答弁ありがとうございました。再質問させていただきます。

全国的に高齢者のアクセルとブレーキの踏み間違い事故が多発しております。また、中山間地においては車は必需品ですが、いつまでも運転するわけにはいきません。体力が弱いお年寄りほど車に乗る傾向にあります。いつか運転をやめることも想定し、元気なうちからマイカー以外になれておくことも必要です。また、運転免許証の返上を促すためにも、受け皿となる方法が必要と思います。

群馬県の前橋市では、マエタクかマイタクか、よくわかりませんが、タクシー運賃の半額、上限1,000円を設けております。延べ利用人数は予想の2倍、19万人、急遽、市は補正予算を組んだそうです。100円バスだけでなく、群馬県前橋市のようにタクシーの助成額も増やすことはできないでしょうか、お聞きいたします。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） 御答弁申し上げます。

高齢者等外出支援制度のタクシー助成額の増額についての御質問にお答えいたします。

今年度の高齢者等外出支援制度につきましては、前年度の内容を見直し、助成対象者の拡大や移動距離に応じた助成の導入などを行い、スタートしているところでございます。

本制度は、議員御案内のとおり、70歳以上で運転免許を持っていない人、65歳以上で運転免許証を全て自主返納をされた人及び心身障害者福祉タクシー利用券の交付対象者を助成対象とし、路線バス、タクシーどちらでも使用できる助成券、または路線バスのみを使用できる助成券のどちらかを選択するようになっております。ただし、心身障害者福祉タクシー助成とこの制度の両方を受けることはできません。

本制度のこれまでの利用状況を見ますと、市長が答弁いたしましたとおり、4月の利用実績では、金額ベースで言いますと、タクシー利用が約77%、バス利用が約23%と、タクシーを利用される方が多い結果となっております。

また、利用申請者数につきましては、当初予算で見込んでおりました利用申請者数に現時点でほぼ到達しており、市民の皆様から大変支持されている事業であると感じております。

現在のところ直ちにタクシーの助成額の増額は考えておりませんが、今年度の結果を十分に検証し、現在進めております地域公共交通網形成計画の策定の中で、本制度のあり方を議論してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 8番、清水浩司議員。

○8番（清水 浩司君） 御答弁ありがとうございます。防府市が取り組んでいる制度は、今年度始まったばかりでございます。確かに早々に変えるわけにはいかないと思いますが、ぜひ今後検討していただき、よりよい方向を目指していただければと思います。

最後に、要望を申し上げて私の質問を終わります。

現在、山口市が導入を検討している他市にまたがる100円バスについては、特に山口市の徳地地区、堀ですね、徳地インターのあるあたり。徳地の堀は昔から防府と非常につながりの深いところでございます。佐波川の溪流ということで、特に堀、小野、右田、防府と一つの線につながっているような地域でございます。

当然、山口市の住民、徳地の住民は防府に出てくる機会も多く、徳地の住民からの2市にまたがる100円バスの要望が多かったのではないかと推察しております。他市にまたがる路線という面では、防府駅から山口市中心部に行く経路も同じことが言えると思います。

残念ながら以前は、山口大学に通う学生等もかなりバスを利用していたようでございますが、今、山口市に行くバスもほとんど空気を運んでいる状態、残念ながら堀からの路線も空気を運んでいる状態、どうせ空気を運ぶんだったら100円でも人を乗つけたほうがまだ運転している運転手さんも張り合いがあるんじゃないでしょうか。ぜひ前向きな検討をしていただけたらと、このように思って、私の質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、8番、清水浩司議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、10番、山本議員。

〔10番 山本 久江君 登壇〕

○10番（山本 久江君） 「日本共産党」の山本久江でございます。通告の順に従いまして質問をさせていただきます。

質問の第1点は、庁舎建設についてでございます。

市政の重要課題の一つでありまして、市民の関心は非常に高いものがございます。執行部におかれましては、誠意ある御回答をよろしくお願いを申し上げます。

まず最初に、3月議会における全会一致の新市庁舎建設に関する決議への対応について、お伺いをいたします。

駅北公有地エリアの案だけではなく、現庁舎敷地での新市庁舎建設基本構想・基本計画（案）も早急に策定することとした全会一致の議会の決議は、市議会の意思を対外的に表明したものとして、市民にしっかりと受けとめられ、4月に実施をされました市内16地域での庁舎建設に関する検討会におきましても、参加者からその実施を求める声が相次ぎました。

こうした中、今議会初日に行政報告におきまして、市長より、庁舎建設に係る今後の進め方について報告がございました。その内容にかかわって質問をいたします。

まず、市長は、「次の市議会には予算措置も含め、具体的な提案をお諮りしたいと考えている」と、こういうふうに述べられておりますが、このことは、9月定例市議会に現庁舎敷地での基本構想・基本計画（案）を策定するための予算を計上するという点でいいのかどうか、確認をいたします。

また、報告では、駅北公有地エリアと現庁舎敷地の2つの案を具体性、実現性といった視点で比較可能なレベルにまでそろえることが必要となり、今回の計画策定の段階では、検討課題として留保した事項なども詳しく掘り下げて考える、このように述べられておりますが、今回の計画策定の段階で検討課題として留保した事項、これは何なのか、お尋ねをいたします。

かなり詳細で具体的な建替計画になろうと述べられておりますけれども、場所の選定にかかわりどの程度の計画にするのか、議論が必要だと感じております。

さらに、現庁舎敷地での基本構想・基本計画（案）づくりにどれぐらいの期間を想定しているのか、御答弁をお願いをいたします。

2点目として、市民参画にかかわって、情報提供と市民の意向を取り入れながら検討を進めていくことの重要性でございます。

4月に実施されました庁舎建設に関する検討会では、市民アンケートの実施も必要ではないかと市長は回答されておりましたが、今後、市民の声を聞く機会をどのように検討していくのか、お尋ねをいたします。

3点目に、市町村役場機能緊急保全事業の活用による市財政負担の軽減について質問をいたします。

検討会では、市長は、庁舎の建設には国は1銭もくれない、自分たちの力で将来の役所をつくっていかねばならない、勝間地域でもこのように述べられております。

これまで国は、役場庁舎のあり方については、それぞれの市町村の判断で決定されるもので、特別な財政措置を講じないというのを基本にしておりました。

しかし、熊本地震により業務継続が確実に進むためには、業務を行う場である庁舎が、災害発生時においても有効に機能しなければならないことが再確認をされました。そして、庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、災害発生時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建て替えを緊急に実施をするため、今年度から市町村役場機能緊急保全事業が創設をされました。市町村庁舎の耐震化、建替事業に対し、地方交付税措置を新設するものでございます。

御承知のように、建替事業は相当な事業費がかかります。どの自治体にとっても大きな課題でございます。国への強い財政支援の要望が行われた結果、この制度がスタートしたわけですが、こうした事業の活用も図りながら、市の財政負担の軽減を少しでも図っていくことが必要だというふうに考えておりますが、いかがでございましょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

新庁舎の建設につきましては、御承知のとおり、本年4月1日から4月28日まで約1カ月間をかけまして、市内全16地域で、3月に策定いたしました防府市庁舎建設基本構想・基本計画について御説明申し上げるとともに、市民の皆様からの御意見などもお聞きしてまいったところでございます。

御質問の1点目、3月議会での決議に対する対応についてでございますが、まず、行政報告において、「次の市議会」と申し上げましたのは、議員のおっしゃられるとおり、「9月定例市議会」を指しているということで相違ございません。

次に、検討段階で留保した事項と申しますのは、基本計画の最後で、今後の検討課題として上げました事業手法・面的整備の検討、用地取得、財政負担の軽減、現庁舎とその敷地利用の4つの項目のほか、検討会で御意見や御質問の多かった交通アクセス上の道路の拡幅の必要性や、駐車場の確保への懸念などにつきましても、掘り下げていけるとよいと考えているところでございます。

これらの具体的な検討の内容やそのスケジュールにつきましては、予算措置も含め、これから詳細を詰めてまいりまして、9月議会には具体的な御提案をできるようにしてい

たいと存じます。

御質問の２点目、今後、市民の声を聞く機会をどのように検討するかということでございましたが、庁舎建設におきましては、これまでも防府市参画及び協働の推進に関する条例の趣旨を踏まえ、有識者や市民公募委員等による検討委員会の設置、市民アンケートやパブリックコメントの実施、シンポジウムや各地域での検討会の開催など、さまざまな参画手法を取り入れて事業を進めてまいりました。

現時点におきましては、今後の庁舎建設における市民の参画手段につきまして、お示しできる具体的なプランはございませんが、今後の検討の内容に照らして、これまでと同様の市民参画の手法を踏襲することが適切かどうかといったことまで含め、どのような対応が望ましいか、今後検討してまいりたいと存じます。

最後の御質問の市町村役場機能緊急保全事業の活用についてでございます。

熊本地震によって明らかになりましたように、市町村庁舎の老朽化対策は大きな課題でございます。国レベルにおいても重要課題となっていることから、議員から御紹介いただきましたとおり、地方財政措置の一つとして、今年度から新規拡充されたことは存じ上げております。

この地方財政措置につきましては、実は平成２３年度に山口県市長会を通じて本市が要望を始めたものでございまして、ようやく国に認められたことは、基本的に市単独の財政負担を余儀なくされておりました庁舎建設にとっての朗報でありまして、今後の事業実施におきまして、このような財政措置を積極的に活用してまいりたいと存じております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） １０番、山本議員。

○１０番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

次の市議会というのは、９月定例議会であるという、こういう御答弁をいただきましたが、仮に、例えばそれまでに臨時議会が開催されるような状況になった場合に、臨時議会ということは考えられないかどうか、その点ちょっと確認の意味でお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 壇上でも申し上げましたが、いろいろな事柄を検討して措置をしてまいることでございますので、この６月議会が終わって７月、８月の臨時議会でお示しできるような、そのところまでは到達できないのではないかと、このように考えております。

○議長（松村 学君） １０番、山本議員。

○１０番（山本 久江君） はい、わかりました。

次に、基本構想・基本計画（案）の内容について、行政報告では「かなり詳細で具体的な建替計画に」とか、あるいは詳しく掘り下げて考える、こういうふうに述べられております。

現庁舎敷地の優位性を生かした基本構想・基本計画（案）について、内容の議論は深めつつ、行政報告のとおり、いたずらに時間をかけるということはあってはならないというふうに感じております。

市長は、検討会におきまして途中から、私自身は全く焦っていない、西浦の会場でしたが。それから、急いでいない、これは佐波地域ですけれども、こういうふうに回答をされ始めましたが、耐震補強すらできない状況の庁舎について、いつ発生するかもしれない大地震への対応、相当急がねばならないのではないかと思います。まず、市長の認識について、急いでやるべきだということ、その認識についてお尋ねをいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 山本議員はよくおわかりと思います。私が急がねばならないと思えばこそ、市長に就任をした平成10年のときに、そのように思い、翌年の3月の議会に庁舎改築の基金を設けようではないかという御提案をしたわけで、少なくとも議員よりも私のほうが急いでおったと、このように考えております。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 現在において急いでいないという御発言が出るという状況を私は危惧したわけですが、急ぐというお気持ちに変わりはないということを確認できましたので、次の質問をいたしたいと思います。

現在地での基本構想・基本計画（案）づくりの期間はどうかと、これちょっと御答弁がありませんでしたので、どの程度、基本計画（案）づくりに期間を要していくのか、御回答お願いいたします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

現在、庁内でも毎月このテーマにつきまして協議会を設けておきまして、そこでいろいろと協議しているところでございます。今時点では、何カ月かけて、あるいは何年何カ月かけてということはちょっと申し上げられませんので、次の9月議会でお示しする際に、こちらからこういう考えだというスケジュールを協議したいと思います。

以上です。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 確認ですが、駅北の案はどのぐらいでできましたですかね、

ちょっと教えていただきたい。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

駅北は、たしか1年半かけて計画案をつくっていると思います。その前に、懇話会時代がまた1年ちょっとぐらいございまして、足かけ4年度にまたがっていると思います。

以上です。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 駅北の場合、昨年5月に外部委員会が選定をしたわけですね、駅北に選定をしたと。12月には案が策定をされております。この間、7カ月です。基本構想・基本計画（案）策定のための予算、平成28年度入っておりますので、7カ月前からをかけてやったということであれば、これ市民の皆さんが聞かれると、まさに駅北ありきで進めたのではないかという、そういう疑問も出てくるかもしれません。

ですから、この辺はちょっと丁寧に御答弁をいただきたいと思います。選定が5月です、去年の5月、そして12月に計画案が出されたわけですから、その間に検討されたというのが筋じゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

確かに議員おっしゃるとおり、そのようなスケジュールの流れで行っております。

ただ、今回の現庁舎での計画ということも含めますが、先ほど来答弁しております喫緊の防災対応というものも含めて、今回はいろいろと御協議したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 次に、今年度の予算に駅北の基本構想・基本計画のダイジェスト版を全戸に配布するということを予算化されております。現在地での案を作成している状況の中ですので、この点は中止すべきではないか、駅北のダイジェスト版を全戸に配布するということは、大変市民にとって混乱が生じますので、この点はいかがでしょう、御答弁をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

今御指摘のとおり、当初予算にはそのダイジェスト版、それからシンポジウムの開催についての経費が計上されております。当然このあたりも現庁舎の案も含めてどのような対

応をするかということ立ちどまって考えていく必要があると思いますので、次の議会の御協議——議案とさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 先ほどの市長の御答弁では、今後、市民の声を聞く機会、どのような方法でいくのかというのは今後、検討するということでしたので、十分な検討をお願いしたいわけですが、市長は佐波地区でこのようにおっしゃっております。

きょうの資料の4ページ——これは配付された資料のことですが、4ページにあるような程度のものであれば、そうそう時間はかからないだろう、それではだめだとなれば、同じように時間をかけて議会の意向を踏まえた同じレベルでの比較対照できるものを用意して説明し、時期を見て無作為抽出のアンケートを実施するということも考えられるということで、そういうアンケートも示唆されております。

市民アンケートがいいのか、あるいはまたほかの方法があるのか、この辺は十分に検討されて、やはり市民の声をしっかりと聞いていくこと、この姿勢を崩さずに取り組んでいただきたいというふうに思います。

防府市の将来にふさわしい庁舎建設、今を生きる私たち市民が議論を尽くしていくこと、今議論を尽くすことが大変重要だというふうに感じておりますので、よろしく願いをいたします。

それから、市町村役場機能緊急保全事業でございますが、全国的に公共施設のうち最も耐震化がおくれていたのは自治体の庁舎のようでした、ようやく国も財政支援に踏み切りました。この制度の運用につきましては、課題もございます。市長は全国市長会会長という立場で一層の制度拡充に向けて、国に働きかけていただきたいと思います。

私は、大変気になっておりますのは、防府市も毎年のように基金を積み立てて、三十数億円積み立ててきましたが、今国で議論されていることは、地方交付税の総額の削減の動きであります。

今回の市町村役場機能緊急保全事業、これも地方交付税措置がされるわけですが、この総額を減らす、基金残高が増えていることを理由に地方交付税削減につながる議論がございます。基金のあり方というのは、それぞれの自治体、住民が判断することでありまして、こうした私たちが積み上げてきたこういう努力を無にしてはならないし、仮に財政調整基金など基金が多いという、これをどう使うということは地方議会に、あるいは市民に課せられた課題であると、混同してほしくないという思いが私は強くございます。

その点で、市長会会長というお立場でございますので、ぜひこうした地方の声を国のほ

うへ届けていただきたいというふうに要望しておきます。

市長、何かコメントございましたらお願いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） このことにつきましては、そうですね、1カ月ぐらい前に政府の機関において、民間の委員の方々から、国は来年度の予算も組めないかもしれないぐらいに財政が厳しい状況の中で、地方を見てみると、基金が潤沢にあるではないかというような議論がちょっと出たわけです。

私もそれを最初に聞いたときは、まあ今言われるような財調とかというようなものに手を突っ込んでこられるような話ではないと、実は瞬間思ったんです。そんなばかなこと、手を突っ込んでくるようなことはないわと思っていた。

私が思っていたのは、例えば教育振興基金とか、例えば文化振興基金とか、あるいは国際交流基金とか、かつて果実が潤沢にそれなりにあった時分に、1億円とか2億円とかというふうに持っている、その基金、その果実で100万円とか200万円とかを毎年使って、元金は動かないで、元金はそのままであるというような、そういうようなものが、最近金利が全くないものですから、全く使えなくなっているわけで、眠っているわけなんで、その眠っているお金を有効活用していきなさいよというような意味で言われてるのかねと、瞬間思ったんです。

ところが、よく調べてみると、とんでもない発想でございまして、国と地方との協議の場でも、官邸において財務省まで入れてけんけんがくがくの議論に実はなりました。

で、私は、その後の6月7日の全国市長会の総会で、総理も御出席、それから総務大臣も御出席で横に聞いておられる前で、私ははっきり申し上げました。お国を1本の大木とするならば、我々基礎自治体は縦横無尽に張っているその根っこであると、その根っこの部分がしっかりと水を蓄えているようだから、隣のほうに水がちょっと要るから抜いてそっちへ水を回そうかというような愚かなお考えは総理には全くないと確信しているけども、そんなことをしたら大木が朽ちてしまいますよというような意味のことを私が申し上げました。

満場大変な喝采だったんですけども、総理もきちっとその辺はわかってくださっていると、私は信じて疑っておりませんが、国におかれても、この基金というものの実態をしっかりと調査されて、我々も意見をしっかりと発信をして、この基金33億円はまさかのときとか、来るべきときに使うための庁舎改築のための特別目的の基金ですよと、あるいは財調については、災害等何が起こってくるかわからない、交付税措置がちょっとでも調子がおかしくなったときには、大変なことになるのは基礎自治体の市民、区民ですから、

そこらに迷惑がかからないように我々がきちっと、議会からはよく、こんなにまでお金ため込んで、こんなにまでまた黒字が出て、もっと金使えもっと金使えと言われても、いやいやということで、私たちが一生懸命になってまさかのときに備えているお金なんだと、これどこの議会でもそのようでございます。

うちの議会でももう随分そのことは議論されているわけでありまして、そうやって行政改革を一方でやりながら一生懸命ためている、まさかのときのために出動していく大切な基金を手を突っ込まれたんじゃないじゃないよということ、総会でも申し上げましたし、その後の記者会見等々でもるるお話をいたしているわけでございますので、どうぞ議員の皆様方も我々が持っております財調等々、あるいはさまざまな特目の基金等々についても、深い御理解をいただけますように、そのことが相まって、国に対しても我々が言うべきことをきちっと言えていくその下地になるものと確信をいたしておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 市長の思いを聞かせていただきましたが、財調をどう使うか、これは市議会の中でしっかりと住民の福祉のために使っていくことが必要だということは、強調させていただきたいと思っております。

最後になりますが、庁舎建設事業について、この間、シンポジウムあるいはパブリックコメント、市内16カ所の検討会、また、有志の議員でも市民アンケートも実施をいたしました。そのいずれもが、市民の多くの声として現庁舎敷地での建て替えを望む意見が出されております。

3万平米というほかの自治体からすれば大変うらやましいぐらいの広さを持つ広い敷地がある場所から、なぜ狭い場所に、あるいは耐震補強すらできなく、早く建て替えなければならないのに、なぜ期間が長くかかるほうを選ぶのか、また、財政が厳しいのに、なぜ費用が高くつくほうを選ぶのか、庁舎の最も重要な役割である防災拠点としての役割が大きく優位の現庁舎敷地をなぜ選ばないのか、こうした疑問は渦巻いております。

私どもは、現庁舎敷地での建て替えを進めるべきだ、このように考えております。このことを述べさせていただき、この項は終わります。

次の質問に入ります。質問の第2点は、介護保険制度についてでございます。

まず、第7期介護保険事業計画策定に向けての取り組みについて、お尋ねをいたします。

介護保険法は、「各市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」、このように書いてございます。

これに基づき、現在の第6期介護保険事業計画は、介護保険サービスのあり方、サービス基盤整備の方向性、また、3年間の保険給付費と65歳以上の第1号被保険者の介護保険料等を定めております。

今年度が第6期計画の最終年度でありますことから、次期第7期計画の策定に向けて今準備が進められている状況でございます。

2000年（平成12年）に導入されました介護保険制度は、制度開始から17年がたちました。その当時から、さまざまな問題と課題を抱え、保険があつて介護なしとの批判も出されましたが、この間の数々の制度変更、また改悪のもとでますますその様相を深めていると言わざるを得ません。

高齢者が安心して介護保険制度を利用できるように、次期計画は極めて重要でありまして、市民の声がしっかりと反映されたものでなければなりません。事業計画の策定に当たり、その体制とスケジュール、高齢者の実態把握や各種調査などがどのように取り組まれているのか、御答弁をお願いいたします。

次に、介護保険料の減免制度の拡充についてお尋ねいたします。

今期の防府市の65歳以上が払う保険料基準額は、月額5,468円となっております。第1期の基準額2,869円と比較いたしましても、約2倍近い状況でございます。高騰する保険料に負担が重過ぎるといった声が多く寄せられております。

とりわけ、低所得世帯の場合は深刻であります。防府市の保険料の減免措置は、介護保険条例第12条に示されておりますが、災害減免、つまり災害などで大きな損害を受けたときや、また所得激減減免、すなわち事業廃止とか、あるいは失業などで収入が大幅に減少したときなどを上げております。

介護保険法第142条に基づき、保険料は各自治体で減免できることになっておりますので、その対応は自治体で異なっております。例えば、大阪市では世帯全員が市町村民税非課税で、1人世帯の場合、年収150万円以下、2人世帯198万円以下など、条件を示して第4段階保険料額の2分の1に軽減する措置をとっております。

防府市においても、高騰する保険料負担の軽減のため、さらに減免制度の拡充を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか、執行部のお考えをお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

初めに、第7期介護保険事業計画の策定に向けての取り組みについてお答えをいたします。

市では、総合的な高齢者保健福祉施策を効果的に推進するために、防府市高齢者保健福

祉計画を策定しており、平成30年度から32年度までの第7期介護保険事業計画を含む第8次防府市高齢者保健福祉計画を今年度策定することとしております。

策定の体制といたしましては、計画の推進と見直しについて広く市民の意見を反映させるため、学識経験者、保健・医療・福祉団体関係者、サービス利用関係者で構成する防府市高齢者保健福祉推進会議を設置しておりますので、この会議においてさまざまな御意見をいただき、計画策定に反映してまいります。

また、地域包括ケアシステムの構築に向けて、定期的を開催しております「はあとふるねっと会議」においても、医療や介護にかかわる多職種の皆様から次期計画に対する御意見をお聞きすることとしております。

今後のスケジュールにつきましては、現在、計画の策定のために実施いたしました各種調査を集計・分析しておるところでございます。

今後、国のガイドラインにより介護保険制度の改正について精査し、関係者と協議調整した上で、9月をめどに計画の素案を作成し、10月ごろに山口・防府圏域内での施設整備計画について、県との調整に入ります。その後、議会の皆様に御説明した上で、12月にパブリックコメントを実施し、平成30年1月末をめどに計画の最終案を作成したいというふうに考えております。

次に、計画策定のために実施した調査でございますが、ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみの世帯などの状況の把握を目的とする、高齢者保健福祉実態調査、介護保険サービスのニーズや地域の状況の把握を目的とする介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、高齢者の在宅生活の継続と家族などの介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方の把握を目的とする在宅介護実態調査、また、施設入所の待機者の把握を目的とする介護保険施設待機者調査や、事業所に対して行う施設整備意向調査がございます。

いずれの調査も現在、集計・分析中でございますが、調査結果や分析結果を反映して計画を策定し、計画の中で調査結果や分析結果を公表することといたしておるところでございます。

次に、2番目の介護保険料の減免制度の拡充についてのお尋ねでございますが、本市での介護保険料を減免する要件といたしましては、震災、風水害、火災などの災害により住宅、家財などの財産に著しい損害を受けた場合、死亡、心身の重大な障害、長期間の入院、事業または業務の休廃止、事業の著しい損失、失業などにより生計中心者の収入が著しく減少した場合などとしており、減免の割合につきましては、財産の損害、所得の減少の程度や所得の額などに応じて決めておるところでございます。

介護保険の財源は、公費が50%、65歳以上の第1号被保険者と65歳未満の第2号

被保険者の保険料が50%であり、保険料は大切な財源となっております。第1号被保険者の保険料は、3年ごとに介護保険事業計画期間内の介護サービスに必要な費用の見込み額をもとに算出しておりました。要介護等認定者の増加に伴い、給付費等が増えていく中、保険料として必要な額も増えていくこととなります。こうした状況で保険料の減免制度を拡充することは、難しいというふうに考えております。

なお、平成30年度からの保険料の決定に当たりましては、低所得者の方に十分配慮し、適切な所得段階の区分や保険料の額の設定に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） それでは、再質問をいたします。

計画では、毎年度事業の達成状況を把握をして、目標量を設定している事業の評価を行うこととしておりますが、今期、第6期事業計画の達成状況、どうかという点、それから、とりわけ施設整備についてお尋ねをしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

第6期の事業計画は、平成27年度から平成29年度までの介護保険事業の計画を定めたものでございますが、事業計画の達成状況につきましては、現在分析を進めておるところでございます。

この分析につきましては、先ほど申し上げました各種調査の分析結果と同様に、次期事業計画に盛り込んでまいりたいというふうに考えておるところでございます。

なお、施設整備の状況でございますが、施設整備計画では、平成27年度に特別養護老人ホームについて1施設30床の新設、それから老人保健施設について3施設で合計48床の増床をする計画となっておりますが、実績といたしまして、平成27年度に特別養護老人ホーム30床の新設、それから老人保健施設8床の増床、そして平成28年度に老人保健施設の40床の増床が行われ、年度は多少ちょっとずれたところでございますが、計画どおりに整備されたところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 施設整備は計画どおりということですが、特養の入所について、待機者は現在どのぐらいになっておりますでしょうか。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えいたします。

防府市が3年に1度調査を実施しております介護保険施設待機者調査は、現在、先ほども申し上げましたとおり、集計・分析中でございますので、山口県が調査を行っております特別養護老人ホーム入所待機者報告からお答えをいたしたいというふうに考えております。

なお、この調査も毎年6月末日現在の待機者数となっておりますので、平成28年までの3年間の数値を御報告させていただきます。

平成26年6月末日現在が619名、平成26年6月末日現在が619名、平成27年6月末日現在が666名、666名ですね、平成28年6月末日現在が571名、571名というふうになっております。

なお、平成28年6月末日現在の571名の待機者のうち、464名が要介護3以上というふうになっておるところでございます。

以上です。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 待機者減っているようでございますけども、まだまだ入りたくても入れない状況が続いております。特に、2015年4月から、入所は基本要介護1から3になりました。また、同年8月から一定所得以上の人は利用料が1割から2割になりました。入りたくても入れないと、入所対象から排除されたいわば隠れ待機者とも言うべき——この数値に上がってこない状況ですが、言うべき状況の方もおられるということです。

特例入所も可能なんですけれども、ぜひ次期計画の策定については、施設整備も含めてしっかりと取り組んでいただきたいということを要望しておきます。

それから、今年度の特徴として、4月から要支援1・2の訪問介護、通所介護は総合事業に移行いたしました。その受け皿となる事業所の状況、どうなっているのか。4月スタートしたばかりですので、まだまだ変化があると思いますが、現在の時点での状況をお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

防府市では、介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる新しい総合事業、これを平成29年4月、この4月から実施しております。

新しい総合事業では、要支援者等が利用するデイサービスなどにおきまして、市が独自に基準を定めることが可能となり、防府市では身体介護が不要な要支援者等を対象とした

生活維持型デイサービスを設定いたしましたところでございます。

また、デイサービスを利用する要支援者等のニーズが高い、生活維持型デイサービスの半日型もあわせて設定をいたしました。

この生活維持型デイサービスを提供する指定事業者につきましては、1日型は8事業者が提供して定員59名、半日型は5事業者が提供しておりまして、定員が36名という状況でございます。

また、訪問サービスにつきましても、身体介助が必要のない方を対象とした軽易な生活支援を行う生活補助型訪問サービスを設定し、現在、シルバー人材センターのほうでサービスを提供いたしておるところでございます。

次に、新しい総合事業で始めた住民が主体となって地域の要支援者などの生活支援を行う団体に対して補助金を交付する「幸せます型補助制度」というものがございますが、これにつきましては、本年6月1日から申請の受け付けを開始したところで、現在のところ申請をいただいた団体は1団体、申請を予定されている団体があと3団体ほどあるという状況でございます。

最後に、本市独自の取り組みであります、「幸せます健康くらぶ」についてでございますが、これについては、介護予防と買い物支援を一体的に実施するサービスで、市と地域住民、介護事業所などが協働することによって、高齢者を支え合う地域づくりを促進することを目的としたサービスでございます。

昨年、4回ほどテスト実施を行いまして、その結果、利用者に大変好評であったこと、それから地域の住民の皆様から積極的な御協力が得られていることがありましたので、今年度は向島地域をモデル地区として毎月第2水曜日、第4水曜日にこのサービスを実施しておるところでございます。

現在、市内の他地域でも「幸せます健康くらぶ」の実施を検討されておられるところもございます。今後、このサービスを通して、高齢者を支え合うことの地域ができることを、より一層推進してまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） これほど変わる制度というのはありませんね、介護保険制度、本当に利用者の立場で変わっていくんだったらいいんですけども、大変自治体も苦労している。総合事業については、多くの自治体が該当する受け皿を確立できない状況があると聞いておりますし、今後十分な検証を行っていく必要があるというふうに私は思います。

全国に先駆けて、総合事業が実施された自治体にかかわって、国会で参考人質疑がござ

いました。そこで語られたことは、介護保険から卒業させられたが——要支援から外れるということですが——自立に至るのはわずかで、受け入れ先がないと。また、追跡調査では、卒業者の10.6%が死亡というような深刻な報告も出されております。

さらに国は、今後、各自治体に自立、つまり介護保険からの卒業、給付削減を恒常的に競わしていく、自治体同士で競争させていく、そういう仕組みづくりを進めようとしております。本当に大変な問題だというふうに感じております。

来年度からの事業計画については、しっかりと市民、あるいは事業者等の声を聞いていくこと、これがとても大事なことだというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、保険料の問題についてですが、この今ある減免制度の利用実績、どのようになっていますでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

減免の実績につきましては、平成26年度と平成27年度はございませんでした。平成28年度は対象者が2人でしたが、いずれも刑務所在所のために保険料を減免したというものでございます。平成29年度については今のところございません。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） 利用は過去2年間はゼロと、28年度はわずか2件という状況で、災害と所得激減だけの減免制度は実態に合っていないというふうに感じております。

保険料の負担が重過ぎると、多くの高齢者の方から声を聞きます。とりわけ、先ほども申し上げましたように、低所得世帯にとっては本当に深刻です。ぜひ先進自治体の条例も研究をさせていただいて、減免制度を拡充をしていただきたいということを強く要望いたしまして、この項は終わらせていただきます。

質問の第3点目、公共施設の老朽化対策についてお尋ねをいたします。

防府市公共施設等総合管理計画に、建物の老朽化対策が課題となっている文化財郷土資料館の今後の対応について、お尋ねいたします。

これまで防府市では、公共サービスの充実に向けて、多くの公共施設等が整備されてまいりました。その多くが、建設後30年を経過をいたしております。老朽化への対応が急がれます。

文化財郷土資料館は、建物としては旧図書館として1981年（昭和56年）に建設されましたので、既に築後36年を経過をして老朽化が進んでいます。資料館そのものは、

防府市の歴史や文化財の学習・研究の場として、2008年（平成20年）4月に、旧図書館に開館されました。防府の歴史文化を紹介するこの施設の存在、極めて重要であります。老朽化しているこの施設の方向性について、管理計画には利用状況を踏まえ、今後の施設のあり方を検討するものとする、というふうに管理計画には書かれています。

今後の方向性について、どのように検討されているのか、執行部の御見解をお伺いをいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、文化財郷土資料館は、旧図書館の施設を利用して平成20年に開館いたしました。資料館が開館するまで、発掘資料の整理作業及び保管業務はプレハブ造の周防国府跡発掘調査事務所等で分散して行っておりました。

文化財郷土資料館の開館により、本市の歴史、民俗、考古等の資料の効率的な整理作業や集約的な保管業務ができるようになり、また、これらの資料を広く公開し、活用を図ることで、資料の整理、保管、調査研究、展示、教育活動といった機能を有した歴史学習の拠点施設となっております。

現在、文化財郷土資料館には、常設展及び企画展を行う展示室、古代の遊びを体験できるコーナー、歴史や文化財にかかわる講座などを行う講座室、調査資料の整理作業を行う整理室、考古資料や歴史・民俗資料を保存する収蔵庫のほか、文化財課及び文化・スポーツ課の執務室があり、年間およそ3,000人の方々に御利用いただいております。

議員御指摘のとおり、文化財郷土資料館は、建設後36年を迎えております。建物の耐震性はございますが、施設の老朽化対策が課題となっており、特に空調などの設備機器は経年劣化が随所に見られ、修繕部品の調達が困難な状況でございます。

また、年々発掘調査や寄贈等により増える資料についても、整理・収蔵する場所が課題となっておりますが、収蔵庫などを備えた新たな施設を確保することは現状では困難ですので、当面は文化財郷土資料館内において適正に管理し、活用する必要があると考えております。

教育委員会といたしましては、文化財郷土資料館は、歴史や文化財の学習、研究の場として大変重要な施設であると考えておりますので、定期的な保守点検を実施し、維持管理に努めながら公共施設マネジメント基本方針に基づき、再編、長寿命化、効率化の観点から、施設のあり方を検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 10番、山本議員。

○10番（山本 久江君） ありがとうございます。

防府の歴史文化を紹介するこの施設の存在は、極めて重要であります。その豊かな歴史を説明できる人材、展示物もごございます。昨年度も企画展、12世紀から16世紀の防府の中世の遺跡を紹介する、この企画展がございまして、私も見させていただきました。発掘された土器、備蓄銭、墓などを通じて、当時の人々の暮らしを想像することで、現在につながるさまざまなことを感じ取ることができました。本当にすばらしい企画だったというふうに思います。

歴史ある防府だからこそ、より必要な資料館であると、このように感じております。ぜひ十分な検討をお願いいたします。

ところで、当面資料館の深刻な状況を緊急に改善していただきたいというふうに思います。老朽化に伴うさまざまな問題がごございます。例を挙げさせていただきます。

1つは、1階から2階に上がる階段のタイルの壁は、行ったらわかりますが、危険という張り紙が張られてごございます。早急に安全対策をとっていただきたいということでございます。

2つ目は、暑さ対策です。昨年、冷房装置がきかず、通路に大型の扇風機が回されておりました。ここで働く職員の方は異常な暑さの中で仕事をせざるを得ず、市内外から展示物を見に来られても、また、3階ですね、文化・スポーツ課は文化団体、スポーツ団体との関係もありまして、多くの関係者が来られたり、各種団体の会議等もされるわけですが、本当に大変でございます。

ことしも、非常に暑くなるということが予想されておまして、緊急に暑さ対策への対応をお願いしたいと思いますが、このあたりいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） まず、1点目のお尋ねにつきまして答弁申し上げます。

議員御指摘のとおり、文化財郷土資料館の1階から2階に上がる階段の一方はタイル張りの壁となっており、経年劣化によりそのタイルの接着力は弱まり、一部剥がれ落ちる可能性がごございます。このため、当面の対策としてテストハンマーによる打診検査などを行い、張りつきが弱く、強い衝撃で剥離する可能性の高い箇所のタイルは、現在取り除いてはおりますが、今後落下しないとも限らないため、壁から離れて通行いただくよう張り紙で注意喚起をしているところでございます。

先ほどの答弁で申し上げましたとおり、文化財郷土資料館は重要な施設であり、引き続きの使用を考えておりますので、早期にこのタイル部分の壁の補修方針を決定し、施設の安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、２点目の空調機器等の故障による暑さ対策についてでございますが、この文化財郷土資料館の空調設備は、全館一括管理方式のため、設備の一部にふぐあいが生じた場合であっても、全館空調が停止となります。

昨年度は、毎年行ってはおりますが、事前の保守点検を行い、その結果見つかったふぐあい機器については取り替えを行った上で、７月末から運転を開始してありましたところ、８月中旬に突然冷却塔の機器の破損により運転の停止を余儀なくされ、交換部品によりまして修繕をいたしたところでございます。

その間、来館なされた方々を含め、職員等大変御迷惑をおかけしました状況にございました。当館の空調設備は、毎年点検を行っており、今年度は先月５月に実施済みでありまして、順調に稼働したことを確認いたしております。

今後、空調設備を含め、同館の室内環境の確保に努めてまいりたいと考えております。今後、保守点検等においてふぐあい箇所が発見された場合は、可能な限り早期に対応してまいります。

また、万が一、昨年の夏と同様な事態が発生した場合には、スポットクーラーなどの空調機器の借り上げ等によりまして対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） １０番、山本議員。

○１０番（山本 久江君） これは本当に職場環境からいっても最悪の状態だと思うんですね。市長は、全国市長会会長というお立場で市外に出られることも多いと思いますが、ここ足元の防府のこの施設、最近行かれたことがございますでしょうか、状況をどういふふう把握されておりますでしょうか。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） ことしに入ってはまだ私一度もお邪魔しておりません。しかし、報告は受けておりますので、空調等についてはしっかりと点検をしておるはずでございます。

○議長（松村 学君） １０番、山本議員。

○１０番（山本 久江君） ぜひ資料館で働いておられる方のお話も聞いていただきたい。また、この施設、本当に文化団体あるいはスポーツ団体、業者の方々、考古学にかかわるいろんな専門家の方々、出入りが大変多いわけですね。ぜひ快適な施設となるようお願いいたします。

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」にかかわって、厚生労働省令で温度１７度以上２８度以下、湿度４０％以上７０％以下という基準が示されております。この

基準から見てもどうなのか、この点もしっかりと見ていただきたい、管理していく必要を感じます。

7月8日から山口県埋蔵文化センター巡回展もあります。夏休みには、子どもたちもやってきます。ぜひ快適な施設となるように緊急な対応を求めて、私の質問を終わらせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 以上で、10番、山本議員の質問を終わります。

---

○議長（松村 学君） 次は、23番、清水力志議員。

〔23番 清水 力志君 登壇〕

○23番（清水 力志君） 「日本共産党」の清水力志です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

執行部の皆様には、何とぞ、誠意ある御答弁をよろしく願いいたします。

今回は、国民健康保険の都道府県単位化についてお尋ねいたします。

国民健康保険については、平成28年12月議会の一般質問において、さらなる工夫をしていただき、保険料の引き下げをと質問をさせていただきました。改めて申し上げますが、防府市は平成20年以降、国保料の料率は引き上げておらず、今年度も据え置いたままです。その結果、1人当たり及び1世帯当たりの保険料は県内13市の中でも低い水準であり、これも執行部の皆様の並々ならぬ努力の賜物だと、高く評価しており、改めて敬意を表します。

しかしながら、被保険者の大半は、中小企業の個人事業主や年金で生計を立てている高齢者であり、家計における国保料の負担は大きいのが実情です。4月24日に西浦地域で行われた、庁舎建設に関する検討会での質疑応答の中でも、「駅北エリアに市役所を建設すれば、現在地に建設をするときよりもかなりの金額がかかります。例えば、防府市では国民健康保険料を払いたくても払えなくて、財産などを差し押さえられている人がとても多いんです。それほど市民の生活は厳しいのです。その厳しい中で、これだけの大きな金額を余計に使うのはもったいない。もっと私たちの生活に関するところで、きちっとお金を使ってほしい」と意見をされる方もいらっしゃいました。

少し本題から外れますが、私はこの日の検討会に参加して、この意見をこの耳でしっかり聞きました。ですが、先月、庁舎建設室からいただいた検討会の議事録に目を通したところ、先ほどの意見が議事録では半分以上省略されておりました。確かに、新しい市役所は現在地に建てるべきだ。いや、駅北エリアのほうがいいという意見が圧倒的に多かった検討会において、このような意見は少数意見であることは事実です。ですが、執行部の皆

様及び私たち議員は、少数意見だからこそしっかりと耳を傾け、正面から真摯に受けとめなければならないと考え、この場をおかりして意見を申し上げます。

では、本題に戻ります。ところで、国は平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険料等の一部を改正する法律を公布いたしました。これにより、平成30年度、すなわち来年度から都道府県と市町村が共同で国民健康保険の運営を担い、都道府県が財政運営の責任主体となります。これがいわゆる国民健康保険の都道府県単位化であります。

この制度につきまして、他県の自治体などはホームページなどで、平成30年度から国民健康保険制度が変わりますなどのタイトルで、市民の皆様にはお知らせをしておりますが、防府市のホームページには制度変更のお知らせは見当たりません。法改正を行った当初より、現在もそうですが、制度変更を取り上げた新聞記事も多く、私自身、そのような新聞記事を読んだ被保険者の方々から、来年から国保の制度が変わるみたいだけど、この先どうなるのと聞かれることが多々あります。運営開始まで1年を切った現在でもいまだにその制度のことが、この防府市から公表されていないことから、今回、一般質問の質問事項とさせていただきます。

それでは、質問をさせていただきます。

1つ目は、平成30年度より国民健康保険の財政運営が山口県に移管される、いわゆる都道府県単位化となりますが、この新たな都道府県単位化と現在の制度は何がどう変わるのか。その特徴点をお尋ねいたします。また、それに伴い、防府市の国保の仕組みはどう変わるのでしょうか。

2つ目は、国民健康保険料の都道府県単位化によって、防府市の国保財政への影響はどうでしょうか。また、被保険者への影響はどうでしょうか。

3つ目は、市が県に納める国保事業費納付金のことですが——以下、納付金と言わせていただきます。そのことについてどのように算定されているのでしょうか。

4つ目は、県に納める納付金は、100%納付が義務づけられております。もしも県が決定する納付金で、全額、保険料で徴収できない場合にはどうされるのでしょうか。

以上4点、御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

平成27年5月に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が制定されたことによりまして、平成30年度から県が国保事業の財政運

営について中心的役割を果たすようになります。

まず、平成30年度から国民健康保険がどのように変わるかとお尋ねでしたが、この制度改正は、現在、市区町村が保険者として行っている国保運営について、各都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の役割を担うことにより、国民健康保険制度の安定化を図ることを目的とするものでございます。

具体的に申し上げますと、県は各市町の標準的な保険料率を算定の上、国保事業費納付金の額を決定し、市町がその金額を納付することとなります。一方、県は医療保険給付に必要な費用を、全額、市町に対し支払うということになります。

これに伴う、本市の国民健康保険事業につきましては、資格の取得、喪失に関する事項、保険料の徴収、保険事業の実施などは、従前どおり、市が引き続き実施することになりますので、被保険者の皆様にとっては、特段、大きな影響はないものと考えております。

次に、国保財政への影響はとお尋ねでございますが、今回の制度改正に伴い、県が定めることとなっております国保の運営方針が、現在、発表されておられません。このため、都道府県化以降の保険料の動向は不明でございますことから、現時点では、市の国保財政への影響、あるいは被保険者の皆様への御負担の影響がどのようになるかは、具体的に答弁できる状況ではございません。

次に、県に納める納付金の算定についてのお尋ねですが、国保事業費納付金は均等割、平等割からなる定額の応益割と、所得によって金額が増減する所得割、いわゆる応能割の2つの要素により構成されております。

応能割につきましては、全国平均に対する山口県の所得水準の比率で設定することとなっております。これを基準に、県は全体の応能割の金額を算定し、各市町の所得水準に応じて、案分して請求することとなります。

なお、県内各市町の医療費水準を考慮し、県の判断で納付金額を調整することも可能になっております。

いずれにいたしましても、県の方針が、現在、示されておられませんので、平成30年度に本市が支払わなければならない納付金額がどのようになるかは、今のところ不明でございます。

最後に、納付金の未納が出た場合の対応についてのお尋ねでしたが、市の歳出予算につきましては、必ず財源を確保した上で編成いたしますので、未納金が発生するという事態は生じません。ただし、県から提示された納付金の額によっては、予算編成時に繰越金、基金からの繰入金を使用しても、財源不足が発生することは考えられます。

その対応でございますが、このたびの制度改正により、財源調整するための基金を、県

が設置することになっておりますので、まずは当該基金から借り入れ、後年度に返還することとなります。

以上、申し上げましたように、都道府県化以降の国民健康保険事業の運営につきましては、不確定な部分もございますが、今後とも関係機関と連携をとりながら、本市の医療費の適正化を図り、国保財政の健全性を保ってまいります。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） それでは、再質問の前ですが、防府市でもほかの自治体のように、国民健康保険の制度が変更されることを、ホームページや市広報などで市民に周知していただきたいと、再度、この場をおかりしまして要望いたします。

では、再質問をさせていただきます。

最初に、私が被保険者から一番多く聞かれた質問をさせていただきます。制度変更により、都道府県が財政運営の主体となりますが、この国民健康保険の都道府県単位化への移行に際して、防府市の申請による保険料の減免制度は、今後とも維持されるのでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

失業、倒産、病気、けがなどで収入が著しく減少した場合や、火事や災害で保険料の支払が困難な場合は、申請により保険料を減免する制度を、条例上、定めております。平成30年度に都道府県単位化になった後も、防府市が保険者であることには変わりはありませんので、この減免を行う権限を防府市が引き続き持つようになります。したがって、現行の減免制度が変わるということはないというふうに考えております。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） では、次の質問をさせていただきます。

先ほどの松浦市長からの御答弁の中から、都道府県単位化によって県が国保の財政運営の責任主体となり、そして市町村は地域住民と身近な関係にある中で、引き続き国保事業の運営に当たるといふ、それぞれの役割が見えてきました。

ところで、この国民健康保険の都道府県単位化の本来の目的は、県内の保険料率の統一化、ひいては保険料の平準化にあると私は考えます。しかしながら、高齢者が多いとか、医療費が高いなど、地域によって差があり、保険料は高い自治体の水準に合わせるのではないかと予想されます。

また、医療費を抑えるために、それぞれの自治体がさまざまな取り組みをされておりま

す。防府市では、早期発見、早期治療のために被保険者を対象に健康診断を実施し、その受診率を高めるためにさまざまな宣伝媒体を使い、市民に広くお知らせするなど、かなりの御尽力を尽くされております。

最終的な国保の保険料の決定権は、市にあることが大前提ではありますけれど、保険料が平準化されると、そこまで力を注がなくてもいいのではないかと。そこまで頑張らなくてもいいのではないかと、消極的な意見も出るのではないかと思われますが、防府市としてはどのような見解をお持ちでしょうか。

また、場合によっては、保険料の平準化は行わないでほしいと県に対して申し出ることも必要ではないでしょうか。御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

今回の改革によりまして、国は都道府県単位の保険料率の統一化及び保険料の平準化を、最終的にはするというふうなことを考えておると思います。

保険料率の統一化及び保険料の平準化を行いましたら、今、おっしゃったように、医療費削減に向けた各市町のインセンティブが働かなくなるのではないかと、そういう可能性があることは御指摘のとおりでございます。

30年度から都道府県化が始まりますが、保険料率の統一化、保険料の平準化を方針として出している都道府県があるということは聞いておりますが、山口県においては現段階でどのようにするかは、はっきりした方針は出ておりません。

議員、御承知のように、本市の保険料は1人当たりの調定額でいえば、県内13市中、一番低いというふうな状況でございます。もし保険料率の統一化、保険料の平準化をすれば、本市の保険料が値上げの方向に向かうということも、十分考えられるところでございます。

現在、30年度の都道府県単位化に向けまして、県と市町で連携会議を継続的に開いております。その場で保険料率の統一化及び保険料の平準化を、平成30年度からすぐ行うということがないようにということで、協議をしているところでございます。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） では、次の質問に移ります。

そもそも、日本国憲法第25条に、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と書いております。それに基づき、国民健康保険法が制定され、第1条には、「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、

もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」と。国保は、社会保障に寄与する制度と明確に規定しております。

さらに第4条には、「国は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるようにつとめなければならない。都道府県は、国民健康保険事業の運営が健全に行われるように、必要な指導をしなければならない」と、国の運営責任や都道府県の指導責任を規定しております。

つまり、国の財政支出のもとで、基礎自治体である市町村が保健福祉と連携して、住民に医療を給付する社会保障の仕組みが国民健康保険です。国は、国保は助け合い、相互扶助の制度だと強弁しておりますが、そういったことは国民健康保険法には全く書いておりません。

このことから、国民健康保険は歴史的にも、そして法的にも、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的とする社会保障制度であるということをここで申し上げておきます。

そしてもう1点、平成28年12月議会の私の一般質問において、生活環境部長は、「ほかの医療保険に比べて低所得者を多く抱えるという構造的な問題に加え、高齢者の増加などの原因により、国保の財政基盤はきわめて厳しい状況でございます」と答弁をいただきました。

確かに、国保財政を圧迫し、低所得者のための保険であるにもかかわらず、保険料が高いという国民健康保険の構造的矛盾を引き起こした原因は、被保険者の貧困化も一つの理由だと思います。しかし、根本的な原因は、国保負担が引き下げられたことにあると考えます。1980年代には、50%を超えていた国保の総会計に占める国庫支出金の割合が、今では25%程度に下がっております。

国は、来年から、毎年3,400億円の公費投入を図ることで、国保負担の軽減が期待できるとしておりますが、内閣府は、現在、年間9万1,000円である国民健康保険の1人当たりの保険料が、2025年には、年間11万2,000円に引き上がると試算しております。

そこで質問ですが、国民健康保険料を抜本的に引き下げ、そして、将来にわたって保険料の高騰を抑えていくには、国庫負担割合を1980年代のように引き上げ、国保の財政状況を抜本的に変えていくしかないと考えます。防府市としても、国庫負担増加の必要性を国に要求し、積極的に発信するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

今、議員おっしゃったように、国は、平成27年5月に持続可能な医療保険制度を構築

するための国民健康保険等の一部を改正する法律が制定されたことによりまして、低所得者対策の強化のため、自治体への財政支援として1,700億円。平成30年度には、国保改革に伴う財政基盤の強化、保険者努力支援のため1,700億円。計3,400億円の財政支援を行うとともに、財政安定化基金を積み増すなど、国民健康保険の財政基盤の強化に注力されているということは事実でございます。

しかしながら、先ほどもおっしゃいましたように、市の被保険者の皆様にとっては、被用者保険と比較し、保険料に割高感があるのも否めない事実であるということも承知しております。

このことから、国保の保険料軽減につきましては、国庫負担のさらなるかさ上げが必要と考えますので、今後とも、県や国民健康保険団体連合会など、関係団体と連携しまして、要望してまいりたいと考えております。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） ぜひともよろしくお願ひいたします。

では次に、納付金についてお伺いします。

先ほど、申し上げましたように、県に納める納付金は100%納付が義務づけられております。この100%納付を追及するが余り、滞納者に対して強権的な徴収を行うのではないかと懸念されます。悪質な滞納者に対しては論外ではありますが、払いたくても払えない、このような滞納者については、生活状況をよく聞き、これまでと同様に、相手の立場に立った対応をしていただきたいのですが、いかがでしょうか。回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

今回の国民健康保険制度の改革に伴い、国保料に対する徴収が強化されるのではないかと御懸念でございます。

公平性の観点から、きちんと納めていただくということが大原則でございますが、これまでと同様に、被保険者の方の諸事情により、納期限内に完納が困難な場合は納付相談を行ったり、減免申請を勧めたり、あるいは分割納付をするなど、従来どおり、個々のケースにより適切に対応してまいりたいと考えております。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 先ほどの回答を部長さんからお聞きしまして、私も安心しました。

それでは、最後の質問になります。

これも、被保険者の方が一番気にされていることであります。単刀直入に聞きますけど、国民健康保険の都道府県単位化によって、被保険者の負担は軽減されますか。それとも負担が増えますか。御回答をお願いします。

○議長（松村 学君） 生活環境部長。

○生活環境部長（岸本 敏夫君） お答えいたします。

先ほど、本答弁いたしましたとおり、県が定める国保運営方針がはまだ示されておられませんので、現時点では、被保険者の皆様の負担について、はっきりとした答弁というのはできる状況にはございません。

市といたしましては、極力、現行の保険料水準を維持すべく、保険事業の充実など図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（松村 学君） 23番、清水力志議員。

○23番（清水 力志君） 前向きな回答、ありがとうございました。

この、国民健康保険の都道府県単位化を含む、この国保の改革ですけれど、改革というのは、今の制度をさらによくすることというふうな意味でございます。つまり、このケースでは、保険者と被保険者がお互いよくなるような、ウイン・ウインの関係でなければならないと思います。どちらか一方が重く負担をかけるようであれば、それは改革ではなく改悪となります。改革と改悪、一文字違いで意味も大きく違います。執行部の皆様におかれましては、ぜひとも真の改革を進めていただきたいと切に願います。

最後になりますが、1961年に国民皆保険の主軸制度としてスタートした、現在の国民健康保険は、この50年以上の歴史の中で、大きな転換期を迎えることとなりました。来年度から、保険者が都道府県と市町村と共同で担います。実質的には、国保のさまざまな実務は市町村が行いますが、しかし、市町村のみの単独運営であったこれまでの国保との最大の違いは、都道府県が国保財政を握るということで、これにより、都道府県が大きな権限を持つこととなります。

国保の歴史の中で、今、問われているのは、防府市が市民の立場で医療制度を守り、そして、市民の立場で命を守る自治体としてあり続けるかということです。執行部の皆様には、これからも、これは市民の命を守る問題だと、引き続き、取り組んでいただきたいと、強く要望いたしまして、私の質問は以上とさせていただきます。

○議長（松村 学君） 以上で、23番、清水力志議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため、午後1時まで休憩いたします。お疲れさまでした。

午前11時55分 休憩

午後 0時59分 開議

○議長（松村 学君） 1分早いですが、休憩を閉じて会議を再開いたします。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は、2番、石田議員。

〔2番 石田 卓成君 登壇〕

○2番（石田 卓成君） 会派「自由民主党」の石田でございます。今回が当選後3回目の一般質問となります。毎回、一般質問させていただくたびに、後に議運で発言がちょっと問題になったりして、皆様に御迷惑をおかけしたりしているかもしれないですけど。今回の質問については、ちゃんと同僚議員さんにチェックしていただいたので、今回は安心して聞いていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問させていただきます。

まず1点目、庁舎建設についての質問でございます。

4月に市内16地域で開催された新庁舎建設に関する検討会では、反対意見が相次ぎました。私も野島地区以外の検討会には全て参加させていただきましたが、最初のころはテンションの高かった市長の発言、例えば、勝間地区では駅北の説明をした後、市民からなされた、議会から決議が出たが、議会の理解を得られるのかという質問に対し、市長からは、議会の皆さんが何を考えておられるのか、全く理解できないとの、一瞬、耳を疑うような強気な発言がなされたわけですが、そのテンションも回を重ねるごとに低くなり、やっと民意が伝わってきたのかなと感じました。そして、6月議会の初日には、やっと現在地での案もつくるとの行政報告がなされたわけでございます。

さて、今回の議会答弁でも、それと定例記者会見の御発言からも、市長の駅北へ向けた強いお気持ちが伝わってくるのですが、なぜ市長は、外部委員会の出した、自分にとって都合のよい意見ばかりを取り上げ、圧倒的多数の市民の声を無視しようとされるのでしょうかということについてお伺いいたします。

ちなみに、ウィキペディアの記事によりますと、審議会等の委員の人選は官庁の裁量で決めることができ、官庁の人脈など恣意的な要素で委員が決定されることがあり、初めから議論の結論が決まっている場合も少なくないという指摘があります。審議会そのものに対しても、問題について審議や議論をする場ではなく、審議をしたことを示すための単なる手続の場となっており、行政の意向に沿ったお墨つきを与える御用学者的な役割を果たしている委員もあり、中立性に関して疑問が呈されることも少なくないとあります。

今回の、庁舎建設外部委員会がそうだというつもりはございませんが、そういった指摘もあることを踏まえて御答弁いただければと思います。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 御質問にお答えいたします。

先ほど、山本議員への答弁でも申し上げたところでございますが、新庁舎の建設につきましては、4月に約1カ月をかけて、市内全16地域で、3月に策定いたしました、防府市庁舎建設基本構想・基本計画について御説明申し上げるとともに、市民の皆様からの御意見等もお聞きしてきたところでございます。

議員、御質問の庁舎建設に関する市民の声の反映についてでございますが、3月に市議会で決議された内容に対応して、現庁舎敷地での庁舎建設の案を示してほしいという要望など、4月にお聞きした各地域の市民の皆様方からの御意見を十分に参考にさせていただきました。先般の行政報告でも申し上げましたとおり、次の市議会には予算措置も含め、具体的な御提案をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） 御答弁ありがとうございます。

庁舎建設基本構想・基本計画につきましては、議会で現在地案もつくってくださいとの決議が、3月議会でなされた直後の3月末に案をとって、防府市の正式な計画となったわけでございます。

今回、議会の求めに応じて、現在地の案もつくっていただけることになりましたが、今後、それぞれの計画の位置づけですね。一遍、案をとってしまったものをどうするのかということについてお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

この次の9月の議会で、皆さんとそのあたりを協議したいというふうに考えておられて、この今の計画に続く計画とするのか、あるいは一部修正とするのか、そのあたり含めて全て協議したいと思っております。

以上です。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

現在地での案もつくることになったということで、もう1回案をつくり直すべきではないかと思うんですよね。その辺もしっかりと御検討いただければと思います。

ところで、先ほども申し上げましたが、市長は勝間地区の検討会で議会から出された、

現在地の案もつくってくださいという決議に対して、私には議会の皆さんが何を考えておられるのか、全く理解できないと、耳を疑うような発言をされたんですけど、隣で聞いておられた、同席しておられた副市長さん、その発言を聞かれてどう思われたでしょうか。お願いいたします。

○議長（松村 学君） 副市長、挙手をお願いします。副市長。

○副市長（村田 太君） 定かで、どういう発言されたか、今、明確には覚えてないんですけど。議会に対するそういうニュアンスの発言はされたような気もしております。それは、素直な市長の意見、お心だなということで、特段、そのことについてというか、市長の発言ということで、淡々と受けとめたところでございます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

勝間での説明会が終わった直後、副市長さん呼びとめて、私もなんぼなんでもあの発言はないでしょうと、ちょっと市長にちゃんと、もうちょっと真摯な態度で取り組むように言ってくださいというふうをお願いいたしましたが、そのお願いは聞いて実行に移していただけましたでしょうか。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（村田 太君） 私自身、立場は庁内の庁舎建設検討委員会の長ということでありますので、石田議員の意見も含めて、幅広く、この問題に対してしっかり対応していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

各地域回るうちに、段々テンションも落ちてこられて、私も安心した次第なんですけど。今後もし々非々で、おかしいと思ったときには、しっかりと意見してあげていただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それと、続いての質問なんですけど。牟礼地区の検討会では、利権としか捉えられない説明をされるという声が上がったとき、発言された住民のほうを市長がものすごい形相でにらみ続けておられました。市民の方の間でいろんな声があるのは当然のことでありまして、市長ももう少し行動を慎まれたほうがいいんじゃないかなと感じましたので、忠告させていただきます。

ところで、今回の議会の初日に行政報告がなされ、現在地案もつくる方針が出されたとき、私は市民や議会の声を受け、やっと市長が改めてくれたんだと、うれしく思ったわけ

でございますが、小耳に挟んだところによりますと、市長は、最後まで現在地での案をつくることに反対されていたものの、最後に村田副市長から説得され、しぶしぶ現在地での案もつくることに同意されたとのことでございます。

ここで、質問なのですが、このとき村田副市長はどうやって市長を説得してくださったのでしょうか。なかなか、そういうことに耳を貸していただけない市長さんだなど、私は常日ごろから痛感しておりまして、市長さんを説得すること、何よりも難しいんだろうと考えております。今後の参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（村田 太君） 今、説得とか、そういう御質問なんですけれど、このことの判断というのは、中でしっかり議論をして結論が出ておりまして、この決断は市長が決断された内容でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

最後に一押ししてくださったということで、やっと要望し続けたことがかなったなど、うれしく思っております。今後とも、ぜひしっかりと進言をしていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

じゃあ2番目の大項目、市長旅費について御質問させていただきます。

3月議会において、なぜ森友学園の問題で、議会の会派代表者会議が求めた説明を断られたのでしょうか。国会の証人喚問で、防府市長の名前が上がったことを恥ずかしく思っている市民も多く、市長がこれまで支出された旅費の取り扱いについて、議会や市民に説明責任を果たすべきだと考えているのですが、いかがお考えでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

○市長（松浦 正人君） 私は、議会の皆様方が説明してほしいという要請を、そういう形で受けた覚えはありません。また、そのような仄聞するような事柄について、どういう形であれ、御質問にお答えすることは、一般質問であればお答えができますけども。それ以外のことで、私のほうから出向いてお答えをするというようなことは、まずあり得ないことだと思いますし、もしお聞きになりたければ、私の部屋に来られて、私が時間があれば対応もいたしますけども。議会に出向いてどうこうというような、今、思ってもそうですけども。あのときでも、何のお話も申し上げることはないですよということで、議長

には――議長は丁寧に部屋へ来られましたので、議長にはそのようにお話をしたわけでありませぬ。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

議会だよりですね、この前、発行された、でも議長、副議長が説明を求めに行ったけど、断られたということを書かせていただいたんですけど、どうも認識に違いがあるようでございましてですね。ただ、あれだけやっぱり関心が高かった事項ですので、やっぱりちゃんと説明をしてほしかったなという気持ちは変わりありませんので、今後何かありましたときには、しっかりと説明責任、果たしていただければなと思っております。

次の質問に移らせていただきます。

3月議会でこの問題が取り上げられ、教育再生首長会議が開催された際の、帰りの旅費は、公費か私費かとの質疑があった際、すぐに市長は私費で支払っていると答弁されました。即座に秘書室長が、市長答弁は誤りであり、公費で支出していると説明された次第でございます。その際ですね。

今回、議会の求めに応じて旅費についての取り扱い指針が示されましたが、この説明の中で、私的な会議の用務なのに公費を使用したことについて、臨機応変にされ、今後も新たな事案が発生したときは、今までと変わらず、臨機応変な対応をするという説明がありました。私は、公費を使用するときに、臨機応変にすることなどあってはならないと考えているのですが、今まで、ほかに臨機応変に支出された事例があるのかどうかについて伺います。お願いします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えします。

今、議員がおっしゃったのは、6月6日の議員全員いらっしゃったときの旅費の基準の説明だったと思います。この臨機応変というのは、公務か、それから公務出張とするか否かということについては、それぞれの団体の、それぞれの業務について、それは出張命令権者が、そこで判断するということを申し上げたんでありまして、この教育再生首長会議につきましては、この4月1日から、これは公務としないという考え方を統一しております。

今の私的な団体かどうかという点ですが、この団体が私的なのかどうかというのは問題ではなくて、例えば、民間が行っているような研修会であっても、それは職員の役に立つと、防府市にとって必要だということであれば、当然、出張命令は切れます。こういったものは、出張命令権者の自由裁量ということになっておりますので、その団体が行っ

ていることが私的なのかどうなのかじゃなくて、その団体が行っている内容が、市政運営上、公務出張に必要なか否かというところで、それぞれ判断していきたいというふうに、当時の秘書室長が答弁したものというふうに認識しております。

以上です。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

命令権者の裁量ということで、限りなくやっぱり裁量が広がっていくことも考えられるわけですね。今回、このような、いわば疑惑ですね。招いた原因として、やっぱり、その後、帰りの新幹線で途中下車して、いろんなどころに行っているんじゃないか。それとも森友学園の寄附金集めもそういった帰りにおいてされたんじゃないかと。行きの電車のJRの新幹線おりて。例えば、大阪でおりてされたんじゃないかとかですね。そういう、さまざまな疑惑があったわけでございます。やっぱり、それを後で追及されたときに、ちゃんと説明できないといけないと思うんですよね。公費で出張に行かれているわけですから。例えば、どこの駅でおりて、また再びどこの駅で乗って行ったか、帰られたかですね。ここをですね、今回の示された指針ですね、これでも明確にするようには、義務づけられておりませんでした。なので、やっぱりここは、これまでの反省を生かして、そういったこともちゃんと記載するように、何時何分に乗って、どこの駅から乗って、また再びどこでおりたと。そうすべきだと思います。

また、前回の3月議会で問題になったときでも、秘書室のほうから、市長のスケジュールを全て管理しているわけではございませんのでという発言があったんですけどね。やっぱり、21年の豪雨災害のときも問題になったと思いますけど、スケジュールを管理するのは、秘書室の基本ですね。危機管理体制できているのかなど。非常に不安を覚えるわけでございます。24時間365日、公人といっても、市長はいいと思うんですよね。その辺しっかりと、今後、把握していただきたいと思いますけど。その辺についてはいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

まず、秘書のあり方についてなんですけど、あくまでも秘書といえども、公設秘書ですので、公的に設置された公務員です。市の職員でございますので、本日、市長はプライベートで休んでいますとか、きょう昼から市長はプライベートで公務に出ておりませんということは、当然、把握しておりますが、お休みの日に、市長が休みの日に家族の御用もあるでしょうし、個人的な政治活動もあると思いますが、何時にどこに行ったというのを、

公設の秘書が24時間365日つかむというのは、これはちょっと違うんじゃないかなど。秘書といえども、公務ですので、公務で行くことはありますので、そのあたりは、全部をつかむ必要は、私はないと思います。ただ、きょうがお休みでどちらのほうにというふうに、公務はされてないとか、その辺は全部つかんでおります。

それから、先ほどありました出張命令の件ですが、このたびもお示ししたんですけど。出張命令に行く前に、例えば、どこかに寄るというところには、当然、公務出張旅費は入っていませんので、一番、何て言うんですか、出張先までに近いところまで自分で行かれておられましたら、そこからの旅費しか出ませんし、秘書は当然ついて行っていませんので、その部分についての範囲というのは、こちらはちょっと関知できないという内容になります。

以上です。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

JRの新幹線を利用した場合が3月議会でも問題になったわけで、先ほども言わせていただいたわけなんですけど。その基準をもう少し厳しくするというか、今回、ちゃんと証明はできなかったわけでございます。どこで途中下車したことのですね。されたかどうかわかりませんよ。そこちゃんと後で調べようと思っても調べられなかったわけでございますので、ちゃんとその報告書を、出張命令の、そちらのほうに新幹線利用した際も、どこでおりて、途中下車してとか、それをちゃんと書く必要があるんじゃないかということについては、取り組んでいただけませんか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 今、お尋ねは、3月議会で議論になったとこだと思います。これについては、既に27年度、26年度あたりの出張が御指摘のところじゃないかと思うんですけど、既に定期監査も済ませておまして、監査としましては、その出張旅費が、その公務にきちっと充てられているかどうかというところをチェックするわけなんですけど、その問題の中で、全くそのあたりは、事実関係はございませんでした。途中で下車したという事実もございませんでした。

先ほど来、話が出ています森友学園とか、途中の市長の個人的な用務につきましては、これはちょっと市政と何ら、市の行政と何ら関係ないところでございますので、私どもは何も関知しておりません。

以上です。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

関知していないと言われますけど、3月議会で問題になったのは、途中下車をされて、寄附金集めされても、後でわからないということなんですよね。調べようと思ったけど、そのときですね。どこで、もしかするとおりられているかもしれない。そのまま帰られたのかもしれない。途中でおりてもわからないこと自体が、やっぱり問題だという3月議会で問題が提起されたわけでございまして、やっぱり、今後は、じゃあ途中下車された場合とかは、ちゃんと記録に残すようにしていただけるのでしょうか。

監査で問題がなかったっておっしゃられましたけど、監査、通っていたものが、後で問題になったんですよね。3月議会ではですね。ですよね。間違いはございませんよね。監査、ちゃんと通ったものが、後で再び見ると、やっぱりこことここがおかしいんじゃないかというものがわかったわけでございまして。そうじゃないですかね。ちゃんと記録に残していただく必要があるという点については、どうお考えでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

今、御質問がありました監査を通ったものが問題であるということであれば、それはちょっと監査のあり方がどうなのかというところの議論になってくると思います。監査を通ったのが問題になったんじゃないなくて、恐らく、私が記録を見た限りでは、例えば、市長が私的な会議で出張旅費をもらっていないと思っていたものについて、一部、文科大臣との協議がその会議で行われたので、出張旅費が充てられていたと、その議論ではなかったかと思います。ですから、その途中下車のところで監査がおかしかったというわけじゃないと思います。

以上です。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

委員会では、そういう話も出たわけなんですよね。今後のあり方について、私は、今、お伺いしているわけなんですけど。途中下車した場合は、ちゃんとそのように記録を残していただけるということでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

やっぱり公務出張の間は全て記録を残します。ですから、何度も申しますが、出張旅費というのは、一旦、出張命令したら、出張から帰って来る旅費は払わないといけないわけです。その間の帰りの行程というのは、例えば、寄り道したりすると、当然、公務災害

の対象にならないんですけど、その旅費自体は生きておりますので、東京に出張を命じたら、東京から帰って来る旅費というのは、寄り道しようがしまいが、この旅費は払わないといけないと。

それと、またスケジュールという、行程というのは、その部分は、当然、旅費という経済的な経費の問題で、最短、より経済的に一番合理的な方法で帰ってくださいという出張命令、出すんですけど、その途中で下車したりとか、そういったことについては、当然プライベートな内容ですので、そこを記録するというのは、公費的には絶対難しいことだと私は思います。

以上です。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

プライベートと言われましても、やっぱり公費で、その運賃というのは出ているわけですよね。だから、我々議員もそうなのかもしれないですが、ちゃんと、やっぱりそこは、今回、委員会でもそういう話題になったわけですし、改善していくべきじゃないかと思うんですよね。プライベートな部分でも、公費を使って帰ってきているわけですから。途中でどこでおりましたよ、どこで乗りましたよと。それは書いて当然だろうと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） ちょっと説明の仕方が悪かったかもしれませんが。プライベートでも、公費が出たら、当然、公務になりますので、それは、当然、記録します。でも公費が充たっていない部分についての話を、私は今しておまして、要するに、出張命令の外のことは関知できないということを申しているわけであって、出張命令の中で、ちょっと寄って、そこで公費が充たっているというんだったら、その時点でプライベートでなくて公務です。ですから、それは当然、記録に残しますし、監査の対象になると思います。

以上です。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

じゃあ、今後はちゃんと記録に残していただけるということの解釈でよろしいですね。違いますかね。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 何度も申しますけど、公務か公務じゃないかという話で、

今しているわけなんですけど。要するに、プライベートでも、それに公費が充たれば、その時点で、もうそれはプライベートではなくなって公務になります。要するに、そういったことは、出張命令権者の自由裁量であると。これは最高裁の裁判例も出ていますので。そういった、その業務がいかに市に直結するような業務でない場合に、それは市長という立場の出張の範疇というのが、結構、市長の業務というのは幅広いものがございまして、それが当然、防府市の市政に必要なというふうに判断されれば、プライベートというふうに客観的に思われるかもしれませんが、それはもう公務ということになりますので、その時点でもう公費が充たるわけですから、それは当然、市長の業務として、ずっとケアすべきだと思います。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（村田 太君） ちょっと補足をさせていただきますけれど、まず公務があって、それで何日の会議に主張しなさいという命令が出ます。その往復の、必ず、行ったら帰って来るわけですね、この経費は最低限で出しているんです。その流れの中で、私用をやられたとすれば、途中とまったり、動いたりするのは、それは最低限の外に出てきます。だから、その経費は公務より、そういうことをすれば必ず上乘せになってくるわけです。だから、最低限の金のところは、この命令のために行って帰りなさい、これは最低限の命令ですから、そこはしっかりチェックというか、復命すれば必ず行ってきているわけですから、それは公務の中で必ず命令に従って動いているわけです。あとは市長のあれですね。私は、市長はすばらしい人だと思いますので、もう市長の、特別職の自由の範疇だろうというふうに思います。

以上です。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

やっぱり、今回、後で調べようと思ってもわからなかったというところが、そこですね、やっぱり問題だなと。やっぱりそこは、もしも議会から開示の求めがあったときには出せるような、正式な記録にはなくてもいいから、そこはやっぱりちゃんとしてほしいんですけど。

○議長（松村 学君） 副市長。

○副市長（村田 太君） 私の伝え方が悪かったかもしれませんが。公務ですよ。公務のところだけを、我々は管理します、徹底的に。公務です。今、言われるのは公務じゃないんですよ。私らがここへ行って帰って来てくださいと言って、旅費を出している範疇の外にありますので、それは石田議員だって外にあるものを一々報告しろと言われても、

それはおかしいんじゃないかと思われると思いますが、そういうジャンルにあるんです。だから、公務の分はしっかり管理しますということで、公務の範囲は、旅費の基準でしっかり管理ができるというふうに思っております。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

それでは、今回、首長会議については、私費で今後は支払うと決まったわけですね。今まで、その関連で公費で支出してしまっていたものが、2件、たしかあったはずです。3月議会で。わかってただけで、最低ですね。大臣に会うからということで、支出してしまっただけということだったんですけど。この分については、最低でも返還していただく必要があるはずなんですよね。今回ちゃんとそうしましょうと決まったわけですから。これまでは臨機応変にされていたのかもしれないですけど、やっぱりそこは、きちっと精算していただいて、市民にちゃんと返しましたよと示していただきたいんですけど。その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

まず、教育再生首長会議、これにつきましては、私的、いわゆるこれへの出張は全てプライベートだということで、公費では充てないと、公務外にしようとしたのは、この4月1日でございます。それまでは、この団体の扱いの仕方がはっきりわかっていなかったわけで、市によっては公費で出張されている場合もあるし、そうでない場合もあるということで、それぞれの任命権者で判断されて、今回は大臣と会う話があるので公務じゃないとか、そういう決め方をされていたと思いますので、その時点で、違法とか不適切とかいうことは、私は成り立たないのではないかと考えております。

あくまでも、この4月1日から、議員の皆さんからそのあたりははっきりさせたらどうかという御意見を、3月の議会で、出席者とか会議の内容で取り扱いの仕方が変わるの、おかしいのではないかと御意見をいただきましたので、会議そのものの設立の趣旨、そういった経緯、こういったものを市長に確認いたしまして、市長の思いもありまして、この4月1日からは、これはもう完全なプライベートな勉強会という扱いにしようというふうに決めたもので、過去、それはルールづけしておりませんでしたので、これはどうこうという問題じゃないかと思っております。

以上です。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） やっぱりあれですね、当初からしっかりルールづけできていな

かった。市長は私費で支払われると、自分で支払っていると勘違いされていたわけですね、あの3月議会の答弁を聞いてもですね。即座に室長が違いますよということと言われたんですけど。やっぱり、そこの認識の違いがあったと、市長も私費で支払われていると自分では思っていたのであれば、やっぱり返還する必要があるんじゃないかと思うんですよね。やっぱり、それをすればかなりきれいになるんじゃないかと思うんですけど。やっぱり認識、変わりありませんかね。要望いたしまして、時間も迫ってきたことから、次の質問に移らせていただきますね。

同じく、出張関連のものなんですけど、まだ、再質問なんですけど。去年の12月議会で問題になった市長会会長用務に伴う出張旅費について、市長の分については、議会の要望どおり、市長会が負担してくれることになったわけでございます。ですが、これまでも市長会が負担したものは、ほかに何かございましたでしょうか。

また、今後、会長用務に市長秘書が随行することはあるのでしょうか。もしあるのであれば、秘書の分も市長会に御負担いただくか、秘書が随行するのではなく、市長会に職員をつけていただくよう要望すべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。お願いいたします。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

今の話は、市長会の旅費の負担というふうに考えてよろしいでしょうか。

○2番（石田 卓成君） はい。

○総務部長（末吉 正幸君） これにつきましては、この4月1日から全国市長会のほうで市長会長としての業務、例えば、国と地方の協議の場であるとか、あるいは総務大臣とか各地方6団体の会合であるとか、それとか、あと、結構多いんですけど、各支部、中国ブロックとか、近畿ブロックとか、関東ブロックとか、こういったのがございますけど、こういったものについて、中国ブロックは、当然、防府市が中国ブロックの構成員ですので、当然これは防府市が払うべきでありますけど。それ以外のブロックにつきまして、今、私が申しましたようなことを、全てこの4月からは会長の出張旅費は、新たに全国市長会事務局で負担していただくということでお願いし、それが通ったものでございます。ですから、これにつきましては、その用務で参るときには、当然、国から別途支給をされるというふうに考えています。

それから、防府市の秘書のあり方についてなんですけど、当然、その会合の中でも、防府市として、要するに市政の運営上役に立つことがあれば、当然、秘書はついて参ります。その中で、当然、秘書がついて行ったものについては、それはやはり市の秘書ですから、

それは当然、市の出張旅費ということで、防府市が負担すべきだと考えています。

以上です。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

東京に行かれる際とか、かなり出張も増えられると思うんですね。ほとんど行っておられるような状態にみえるんですけど。東京に行かれる際とかは、市長会の職員さんをつけてもらうとか、してもらわないと、秘書も出張が増えて大変だと思うんですね。市長は自分の希望で手を挙げられて、会長になられたんでしょうけど、秘書は望んでいたかどうかもわかりませんし、幾ら仕事とはいえ、膨大な業務が増えることになっては大変だと思うんで、市の負担もそれなりに増えるわけですので、毎回、同行するとなればですね。ちょっと考えていただければと思います。ちょっと時間が迫ってきたので、次にいかせていただきます。

大項目の3番目、農地を転用し、太陽光発電設備が設置された後の地域住民とのトラブルについての質問でございます。

1番、白地の農地を県外の会社や個人が購入して、太陽光発電設備を設置する事例が相次ぎ、設置後に地元住民や周辺農家とトラブルが起こるケースが増えています。過去には、市から経済産業省に対し、法規制を求める要望もなされておりますが、確認したところ、検討すらされていないようでございます。そろそろ防府市独自の条例をつくり、計画段階で地元自治会の同意を得なければいけないように規制すべきではないでしょうか。

全国的には、長野県佐久市など景観上の理由で条例により規制し、地元自治会への説明を求めているところなどもございますが、既に周辺地域一帯が耕作放棄地のようになっているところで、景観上の理由により条例で規制するのはいかがなものかなと思っております。この問題について、今後、どのように対処なされるのか執行部の御所見をうかがいます。

2番目、太陽光発電設備を設置する目的で、農地転用がなされることを抑止したいという思惑もあり、3月議会の一般質問の際、白地の農地にも周辺他市同様に多面的機能支払交付金の適用範囲を広げてほしいと要望したのですが、残念な回答でした。

他県にお住まいの方や企業が農地を転用し、太陽光発電設備を設置された場合、これまで地域の協働活動により守られてきた、水路や農道の維持管理ができなくなる恐れがあります。現在の農水省の制度メニューの中では、ほかに白地の農地を太陽光発電目的の転用から守れるのに使える、よい方法はないはずなので提案させていただいたところですが、今も考え方に変わりはありませんでしょうか。執行部の御所見をうかがいます。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

太陽光発電設備の設置にかかる規制等についてのお尋ねでございますが、議員、御案内のとおり、国の再生可能エネルギーの促進による電力の買取制度などが追い風となり、太陽光発電は急速に普及し、居宅のみならず市内あちこちに大小のソーラーパネルが見受けられるようになったところでございます。

一方、パネルからの反射光や土砂の流出による近隣への被害や、フェンス等の柵がないなど、お子さんがそこへ自由に出入りすることができ、危ないのではないかといったお声や、設置者が誰であるかわからないことに不安を感じるといった声もいただいているところでございます。

市といたしましても、安全対策と適切な維持管理、及び設置者の情報開示につきましては、昨年、市長会を通じて、国に対して要望してまいったところです。これらを踏まえた多数の要望によって、本年4月1日から新しく施行された再生可能エネルギー固定価格買取制度、これは出力20キロワット以上の設備に、柵、塀を設置すること、発電事業者や保守点検責任者の連絡先などを明示した標識の設置を義務づけることなど、本市の要望に応えた内容が含まれたものとなっております。

しかしながら、本制度におきましては、計画段階において、事業の概要や、環境、景観への影響等について、地域住民への説明会を開催するなどの、地元との合意形成は努力義務とされ、必須事項とはされておられませんので、他市をはじめ、県や関係機関と連携しながら、有効な方策を研究してまいりたいと存じます。

次に、さきの3月議会で御要望のございました、白地の農地も多面的機能支払交付金の対象地域に広げてはいかかとお尋ねでございますが。本市といたしましては、新たな保全会の設立や、既存の保全会の規模拡大を引き続き、積極的に推進し、青地の中でこの交付金の対象となる面積を増やすよう努めてまいりますとともに、農地保全の観点からは、白地と青地を一体的に管理していく必要も生じていることから、今後、白地も対象に含めている他の市町の事例を参考にいたしまして、検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。前回の答弁でも、引き続き新たな保全会の設立を積極的に推進して、青地の取り組み面積を増やす努力を進めるということでしたけど、そもそも市は、この制度ができた当初、各地域説明して回られる際に、これはよい制度なんですけど、もしも返還命令がきたら大変なことになりますよと、恐れられて歩

いているんですね。だから地元じゃすごい警戒感があったわけです。これを各地域の有志の方の御尽力により、最近、急速に防府では取り組みが増えてきているわけでございます。なので、やっぱり市も増やす努力をされると言われるのであれば、まだ取り組みが行われていない地域、華城のほうとか行われていないところありますけど。そういった地域に毎年出向いて、取り組んでくださいよと、説明してから、初めて努力していると言えると思うんですね。よろしく願いいたします。何かありましたら。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（神田 博昭君） お答えいたします。

まずは我々も、保全会、これは大事だという形を認識しておりますので、さきの3月でも御説明したように、今は6保全会ですが、今年度、新しく1保全会。まだまだ、議員おっしゃるとおり、大事なところありますんで、それも保全会の新たな新設もお願いすると。

それから、先ほど答弁がありましたように、当初は青地だということだったんですが、我々も今回、今後、白地も対象に含めて、他の市町を参考にして、検討して、当然、予算がないと実行はありませんので、実行できるところは、来年度予算要求も検討してみたいという答弁でございます。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。ぜひ、予算要望してほしいなと痛切に願っております。

先ほどの多面的機能支払交付金についてなんですけど、この前、市役所の1号館で説明会が先週水曜日に行われたわけです。私も出席させていただいたんですけど、これまでの説明では、水路などの単市改良事業ですね、行う地域では、多面的機能支払交付金の長寿命化の取り組みは参加できないというふうに説明を受けていたんですね。解釈に違いがあったと思うんですけど、今回、この説明が違っていたよということが明らかになったわけでございます。取り組めるんですね。うちの地域もかなり前から手を挙げておけば、もっともっと水路の悪いところも直せたのにとか思うと、もう残念でならないんですけど。今後は、白地への適用も含めて、積極的に、またバックアップしていただければと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

それと、あと太陽光発電設備の件については、農業委員会に農地転用許可の申請がなされるときに、開発許可とかと同じように、周辺の方の同意を求めるということも不可能ではないと思うんです。いずれにせよ、今後、取り組んでいくべき重要な課題だと認識しておりますので、執行部におかれましては、前向きに協力をしていただきますよう、よろし

くお願いいたします。

では、次の質問に移らせていただきます。

ちょっと訂正で、もう1点ありました。これ毎年、農業委員会では、市長に対して、建議という形で要望書をずっと出し続けているんです。今回の白地を適用してくださいという件についても、取り組んでくださいよと。農業委員会からも全会一致の決議をもって、その建議書を上げているわけなんですけど、なかなか前向きな、いつもお答えいただけないんです。なぜ、市長は、庁舎建設の外部委員会の意見は、絶対、聞かなければいけないんだというふうに説明されてこられましたけど、農業委員会の意見は全く聞いてくださらないのでしょうか。その辺について御回答お願いいたします。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 何か誤解をされては困りますので、はっきり申し上げておきますが、庁舎建設に関する委員会の御意見を私は尊重すると、常に申し上げております。農業委員会さんの御意見も、商工会議所さんの御意見も、他の、ほかのいろいろな委員会の御意見も尊重をいたしております。尊重しておるといふことと、聞いているといふことと、そのとおり従うといふことと、全く違いますし、私は庁舎建設でいえば、庁舎建設の委員会の方々の御意見に、全く従っているわけでは、決してありません。常に尊重して対応していると、こういうふうに申し上げておりますので、誤解のないように、農業委員会も、藤井会長以下、皆さんが熱心に本市の農業について、長年にわたって御尽力されておられること、私は敬意を表しておりますし、尊重をさせていただき、できることからやっていかせていただいているつもりでございますので、誤解のないように。大事なところですから、重ねて申し上げます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

市長、庁舎建設の説明会でも、検討会でも、委員会の言うことを説明するのは、行政体としての責務なんだと、だから私は説明しているんだと言って、ずっと歩かれているわけなんですよね。農業委員会の言うことも行政体の責務として、しっかりと取り組んでいただきたいなと要望いたします。

それはそうと、昨年、農業委員会から建議がなされた際に、市長は部下の方を呼び、今まで何をしてきたのかと激しく叱責されたと言いました。市長が部下を人前で厳しく叱責される行為は、これまでほかにも何度かあったと耳にしております。私が考えるに、人を褒めるときは人前で大いにすべきですけど、叱るときにはちょっと陰に呼んで、人がいない、人払いをしてからされるほうがよろしいかと思っておりますので、今後は気をつけていただ

きたいと思います。

ところで、農業についての助成でございますけど、今年度で米の直接支払が終わることによって、今まで以上のスピードで利用される農家さんが増えることが懸念されております。これまで農業には、周辺他市に比べると、あんまり本気で取り組んでこられなかった、我が防府市でございますけど、そろそろ本気で考えないと、一面が耕作放棄地になって、取り返しのつかないことになるのは、ほぼ確実な情勢です。頑張っている耕作者の年齢層を見てみましても、あと5年が限界かなと考えておりますので、一昨日の河村議員も要望されましたように、新たな集落営農法人の設立、そして何よりも全ての農振農用地で圃場整備事業に向けた、市の積極的な関与を要望いたします。

一昨年、農業委員会で視察に訪れた、広島県世羅町の職員さんは、集落営農法人の設立や圃場整備事業の実施は、役所の責務であると言ってくださいました。参加した委員一同、大変、感動したわけでございます。防府も1つずつの地域で圃場整備、今、奈美地区で計画が進んでおりますけど、1つずつの地域ごとやっていくんじゃなくて、今まで取り組んでこなかった分、2つ、3つの地域同時に取り組んでいただきますよう、今後は、今までのおくれを取り戻すために取り組んでいただきますよう、よろしくお願い申し上げます、次の質問に移らせていただきます。

大きい項目の4点目、市道や河川の改修についてでございます。

まず1点目、市議にならせていただいて以降、市道や河川の改修の要望が絶え間なく届いております。担当課からは、大変多くの順番待ちがあると聞かされますが、現時点で何件の順番待ちがございますでしょうか。

また、現在の維持管理の予算規模で施工していった場合、各自治会から出されている、緊急度の高い、全ての問題が解決されるのはいつごろになる見込みでしょうか。

また、要望がなされている問題を全て解決するのに、予算はどの程度、必要なのでしょうか。

2点目に、今後、複数年にわたる大規模事業が行われることにより、今まで以上に他の市道や河川の改修のペースがおくれることが懸念されます。防災上の観点から余りにも危険なので、自治会から改修要望が出されているものも多く、例えば、地元の河川では、平成21年の豪雨災害以降、山から河川に流れ出る水量が増えたことにより、毎年のように、梅雨の末期に越水し、地域住民は大変な危機感を持っております。市も貯金をする余裕があるのならば、減らされている技術系職員の枠を増やしたり、予算の全体枠を増やしていただくことを考えていただくべきではないかと思っておりますけど、御所見を伺います。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 御質問にお答えいたします。

まず1点目についての、道路課及び河川港湾課における市民の皆様から寄せられた御要望への対応状況でございますが、防災上緊急を要するものや、市民の皆様の安全を確保するため必要なものなどについては、その都度、早急に対応しております。

また、継続して実施していく必要のある、市道拡幅事業や河川改修事業などは、やむを得ず翌年度以降の事業着手になるものがございます。

議員お尋ねの、市民の皆様から寄せられた要望書のうち、対応できていない件数、すなわち順番待ちの件数でございますが、平成28年度末までに道路課と河川港湾課で受け付けました未処理の要望書は104件あります。そのうち、実施する予定のものは83件でございます。

次に、現在の予算規模で推移したとき、現時点で未処理の要望が解決する時期でございますが。順調に事業が進捗した場合には、5年後の平成34年度の予定となります。また、全ての要望を解決するのに必要な概算額でございますが、5億6,000万円でございます。

次に、2点目についてお答えいたします。

申すまでもなく、市民サービスは、将来にわたり安定的に提供しなければならないものでございます。自治体は、みずからの判断と責任による不断の効率化、経営の健全化に取り組むことが必要ですので、中長期的な財政計画のもと、将来の財政負担を考慮して、長期的な資金手当てとして積み立てを行うなど、戦略的に自治体運営に取り組むとともに、新たな行政課題や時代の変化に柔軟な対応のできる職員の育成、能力開発などに、組織的かつ計画的に取り組むよう努めているところです。

そうした行政全般の中で、議員、御指摘の危険箇所の対応や職員数の調整、予算の執行も含めまして取り組んでおりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 2番、石田議員。

○2番（石田 卓成君） ありがとうございます。

ただ、担当課から、そう言われますけど、毎年、未処理の件数が増え続けていると言われるんですよね。いつになったら解決できるのかと。過去にはなかった時期も、先輩議員に聞いたらあったらしいんですけどね。来年の市長選に向けて、一気に解決していただけるのかなと淡い期待もしてはいるんですけど、それもありかなと思いますので、ぜひ、そういったことも検討していただければと思います。

もう時間も迫ってまいりましたので、新たな課題に取り組むために貯金しているんだと

いうふうに言われましたけど。道路や河川だけでなく、ほかの分野でもよく聞く話なんですけど、各部に与えられた予算枠、この中で自由に泳ぐのはいいけど、新たな枠を増やすのは、認めないよと言う声があるというふうによくお聞きするんですよね。担当、それを言われる財政のほうも、市長から言われて、そう言われているんでしょうけど。そのため、防府ではなかなか新しいことにチャレンジできないと、そういった声も聞かれるわけでございます。何かをやめないと何かができないと。

今後は、新たな時代に挑戦するというふうに、先ほど御答弁もありましたけど、そういったことも考えながら新しい分野に取り組めてないんだよと、市長の思い入れが強い三世代住宅とか、今回も出てきましたけど、これは全額市費での計画なんですけど、そういったものについては、すぐ通るかもしれないけど、なかなか担当課から言ったら、上に上がっていかないというのは、大問題だと思いますんで、ぜひ検討をしていただければと思います。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

これからも野党議員の務めを果たすべく、是々非々で議論させていただきまして、しっかりと対峙させていただきますので、今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、2番、石田議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松村 学君） 御異議ないものと認めます。よって本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでした。

午後1時54分 延会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 2 9 年 6 月 1 9 日

防府市議会議長 松 村 学

防府市議会議員 河 村 孝

防府市議会議員 橋 本 龍太郎

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成29年6月19日

防府市議会議長

防府市議会議員

防府市議会議員